

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第7号

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年新潟県規則第14号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(条例別表第1号の表の規則で定める場合) 第2条 条例別表第1号の表の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1)・(2) (略) (3) 申請者が、その者の住所の所在地を管轄する条例別表第1号の表に掲げる市町村の区域以外の区域において就学、就労等をしているため当該市町村において一般旅券の発給を申請することが困難であると認められる場合その他やむを得ない理由により当該市町村において一般旅券の発給を申請することが困難であると認められる場合 <u>(その者の居所の所在地を管轄する同表に掲げる市町村において一般旅券の発給を申請することができる場合を除く。)</u> (4) (略)	(条例別表第1号の表の規則で定める場合) 第2条 条例別表第1号の表の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1)・(2) (略) (3) 申請者が、その者が記録されている住民基本台帳を備える条例別表第1号の表に掲げる市町村の区域以外の区域において就学、就労等をしているため当該市町村において一般旅券の発給を申請することが困難であると認められる場合その他やむを得ない理由により当該市町村において一般旅券の発給を申請することが困難であると認められる場合 (4) (略)

附 則

この規則は、令和7年3月24日から施行する。